

平成27年度

事業計画

社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会

平成27年度地域で一緒に暮らそう会事業計画

はじめに

当法人は、前身のNPO施設を引き継ぐ形で、重症心身障がい者等の、地域での暮らしを支援する施設として、平成24年3月10日新たに社会福祉法人として設立され、早いもので4年目、NPO時代を含めると12年目に入ります。

この間、社会・経済の構造変化の中で、地域での「生きにくさ」を抱えた人の、様々なニーズへの福祉需要の増大、多様化に応える事業所として、障がい児者が、安心して暮らす事ができる地域社会現実のため、法人の経営基盤、機能強化に全力を注いでまいりました。

障がい児支援の在り方については、国において、その質を担保する観点から、平成26年10月より、設置者・管理者、従業員向けなどの、ガイドライン策定について、現在それぞれ検討がなされており、子どものニーズに応じた適切な支援提供と、質の向上や、子どもの保護者に対する説明責任、緊急時の対応と法令遵守等について、定める方向にあります。

また、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の、一部改正においては、児童発達支援センターにおける地域支援をより一層推進する観点から、相談に応じ、援助を行う対象に、障がい児本人が通う保育所や小学校等が盛り込まれると共に、解釈においても、地域支援の具体的な内容に、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障がい児等療育支援事業等が、盛り込まれることになりました。

さらに、重症心身障がい児者の地域支援については、在宅の重症心身障がい児者に対する、地域支援の向上を図るため、本人・家族が安心、安全に地域で生き生きと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や、各関係施設・機関との連携強化など、重層的な支援体制の構築が必要とされ、ますます、当法人の役割が重要であり、十勝においても大変注目されているところであります。

当法人において、今後の障がい者等の支援の在り方を模索する時「地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮」を兼ね合わせながら、これらを子育て支援の立場からも、推進する後方支援事業所として、より専門的な役割が、さらに発揮できる体制づくりが求められています。

新年度より、障がい福祉サービス等の報酬改定があり、経営上の先行き不透明感は否めませんが、制度・政策が変わろうとも、法人の基本理念に基づき、サービスの専門性をより高めると共に、個別性の追求と利用者の人権尊重に努め「ライフステージに応じた、切れ目のない支援体制」の確立に向け、時代の変化にしっかり対応していきたいと、思います。

最後に、職員は法人にとって財産で有ります。そのため、職員を大切にし、技術力の向上とモチベーションの維持向上のため、常に安定的な雇用の確保がはかられ、働きやすい職場環境を目指して、待遇向上と人材養成等に、力を注いでまいりたいと思います。

法人の理念

人と人とのふれあい（関係性）の豊かさ（深さと広がり）をつくり、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、地域との連携を大切にしていきます。

各事業の使命

- 1) 利用者が持っている力を生かし、地域の中でその人らしい暮らしが実現するように支援します。
- 2) 職員の育成、教育を「事実」や「具体」に即して行い、実践を進化させ福祉後継者を育成します。
- 3) 地域の福祉力（福祉マインド）を醸成します。
- 4) 事業活動を通して地域経済に寄与し、地域経済を活性化させます。

職員の心得

- 1) 利用者の人権を尊重し、利用者が現実社会で生活がよりよくなるための支援を行います。
- 2) 生き生きとした職場風土、一人ひとりが職場での役割を常に自覚出来るよう自由な発想と柔軟な思考で実践を進め、必要ならば制度を超えた実践を行います。
- 3) 利用者や地域の中から「事実」を発見し、意欲的に課題に向き合う姿勢を涵養^{かんよう}します
- 4) 地域に不可欠な法人・事業者となるように努力します。
- 5) 人材を人「財」にします。
- 6) 日常のエコを大切に常にコスト縮減に向けてチームワークを大切にします

1. 法人の組織

社会福祉法人 地域で一緒に暮らそう会	理事長 専務理事	理事会 7名 監事 2名	評議員会 15名
-----------------------	-------------	-----------------	-------------

苦情処理第3者委員 2名

居宅介護・重度訪問・行動援護事業 きらきらはうす	短期入所事業所（一部空床型） きらきらはうす ケアホームかのん	多機能型児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 きらきらはうす	共同生活介護・援助事業所 ケアホームかのん ケアホームポコアポコ ケアホームワルツ	地域生活支援事業所・共生型事業 きらきらはうす・スマイルキッチン	音更町第2子供発達センター ていくたく
-----------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------	--	-------------------------------------	------------------------

2. 事業運営

(1) 第2種社会福祉事業

- ①障がい福祉サービス事業の経営 ②相談支援事業の経営 ③移動支援事業の経営
④障がい児通所支援事業の経営

(2) 公益を目的とする事業

- ①地域生活支援事業 ②レスパイトサービス事業 ③共生型事業

3. 理事会及び評議員会の開催

1) 平成27年度における理事会を次の表のとおり開催するほか、必要におうじて臨時の理事会を開催します。

	開催月	主な審議事項
第1回	平成27年5月下旬	平成26年度事業報告、決算について
第2回	平成27年11月下旬	運営状況、補正予算について
第3回	平成28年3月下旬	平成28年度事業計画、予算について

2) 平成27年度における評議員会を次の表のとおり開催するほか、必要におうじて臨時の評議員会を開催します。

	開催月	主 な 審 議 事 項
第1回	平成27年5月下旬	平成26年度事業報告、決算について
第2回	平成27年11月下旬	運営状況、補正予算について
第3回	平成28年3月下旬	平成28年度事業計画、予算について

4. 監事による監査

1) 監事は、法人の財産の状況や財産内容及び各事業所の運営状況や会計の執行状況、利用者預り金の取扱い状況について監査を実施します。

また、理事会に出席し理事会の運営状況及び理事の業務執行を監査し、必要であると認めたときは意見を述べるものとします。監査報告書を作成し理事会、評議委員会及び北海道知事に報告します。

平成27年度における監査を次の表のとおり開催します。

	開催月	主 な 審 議 事 項
第1回	平成27年5月中旬	平成26年度事業報告、決算について
第2回	平成27年8月中旬	運営状況、資産管理
第3回	平成27年11月中旬	運営状況、補正予算について
第4回	平成28年3月下旬	平成28年度事業計画、予算について

5. 本年度の重点施策

(1) 経営基盤及び経営組織の強化

- ① 法人本部及び各事業運営機能の充実と組織の見直し
課長職を中心に係長・主任等の配置
- ② 経営陣としての理事会活動の充実
法人の中・長期計画策定に向けての理事研修の強化
 - ・社会福祉法人の役割の議論
 - ・先進法人等への視察
 - ・社会福祉法人役員専門研修の参加

(2) 法人としての理念/基本方針等の周知・徹底、規程等の遵守

- ① 理念/基本方針の職員への周知
全体研修時等に必ず実施
- ② 関係法令及び法人規程等の遵守
法人定款等の迅速な改廃処理

(3) 総合的利用者支援の追求

- ① 利用者の権利擁護の堅持
- ② 成年後見制度のPR
- ③ 虐待防止・セクハラ防止対策の周知・啓発
(障がい者の人権擁護の立場に立てる職員育成が課題。研修会等を通し、言語表出機能を失なったり、認知機能の低下等で意思表示の難しい最重度の障がいを抱える人たちの人権をどのように守るか当法人の権利擁護等に関する内容をテーマに研修会等を設定する)。
- ④ 各種行事の拡充
(地域行事への積極的参加・夏祭り/クリスマス会等地域へのアピール等)
- ⑤ 防災訓練の実施
(共同生活援助事業の入所者を交えての夜間避難訓練等)
- ⑥ 利用者家族との意見交換会の実施
(契約時・契約更新時のみではなく、全サービスの家族が集まり、意見交換等ができる場の設定⇒⇒将来の家族会)
- ⑦ 相談支援体制の充実
(セルフプランでのサービス利用計画が利用者の大半を占めている。基本は相談支援従事者が対応するサービス利用計画作成であり、十分にコーディネートされなければ計画が作成されず、ベストな福祉サービスの提供がなされないことになる。利用者を選択される相談支援従事者のスキルの向上を目指すため研修の充実を図る)
- ⑧ OT/STとの連携により介助方法の学習や日常的介助の見直し
(移乗・乗降・入浴等、重度の肢体不自由者の支援に対し、医療職等との連携により、介護労働の軽減を図る)

(4) 新規事業（生活介護）の推進

- ① 平成28年度建設予定施設の実施設設計の委託（国の事業採択に向け）
- ② 生活介護事業の概要、建設資金、運営資金等、具体的な開設準備を進める。

(5) 施設・設備の改善

- ① ケアホーム花音・キッチンスマイルのスロープ等、木製部分の防腐剤塗装

(6) 人事管理の充実

- ① 求人对策の強化と定着率の向上
欠員募集の求人体制から、計画的求人体制に
- ② 社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会給与制度の適正運用
人事考課方法の適性化と人事管理等の在り方
- ③ 法人を支える中堅職員の育成
研修への参加
- ④ 職員の主体的研修の推進
自主研修の成果等の人事考課への反映

(7) 財産管理

- ① 契約の透明性の確保
新規事業に係る事業委託契約はもとより、入札による適正価格を追求し、透明性を確保する

(8) 事業経営の透明性の推進

- ① 事業経営状況等のホームページ等による公表の充実
ホームページの管理体制を整備し、適宜更新を行いながら適切な運用を図る
- ② 公認会計事務所による外部監査を毎月及び決算期に受ける

●各事業の事業内容

サービス区分	内容	契約 件数
居宅介護（通院介助） （身体介護） （家事支援）	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行う	13名 7名 0名
重度訪問介護 ヘルパー派遣	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより公道上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する者につき、居宅において居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う	2名
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行う	0人
行動援護事業	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を有する者につき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行う	8人
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設	その都 度

	設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う	
共同生活援助事業 (グループホーム)	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う	11名
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練、その他必要な支援を行う。	7名
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う	24名
相談支援（計画相談支援・障がい児相談支援）	障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は、地域相談支援の申請に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。 支給決定等後指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等の便宜を提供するとともに、支給決定等に係るサービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成する	8名
日中一時支援（地域生活支援事業）帯広・音更・士幌	障がい者等の日中における活動を確保し、障がい者等の家族の就労及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする	46名
移動支援（地域生活支援事業）帯広・音更・士幌	移動が困難な障がい者等が充実した日常生活が営むことができるようヘルパーを派遣し、社会参加に必要な外出時の支援を行う	46名

平成27年度

各事業研修計画